

## 1号様式(第6条関係)

## 審査基準・標準処理期間整理票

|                 |                                                                                                                                            |                       |       |
|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|-------|
| 処分の内容           | 那覇市松山公園文化交流施設の許可等                                                                                                                          |                       |       |
| 根拠法令及び条項        | 那覇市松山公園文化交流施設条例 第7条、第8条                                                                                                                    |                       |       |
| 審査基準            | <input checked="" type="checkbox"/> 有(第3条第1項に該当する場合を含む。)<br><input type="checkbox"/> 無(根拠：第3条第2項第 号に該当)                                    |                       |       |
|                 | 公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)                                            |                       |       |
|                 | <b>【内容】</b> (※審査基準を公表する場合のみ記載すること。)<br>別紙のとおり                                                                                              |                       |       |
| 審査基準<br>設定年月日   | 平成27年3月24日                                                                                                                                 | 審査基準<br>最終変更年月<br>日   | 年 月 日 |
| 標準処理期間          | <input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。)<br>期間( 3 日 )<br><input type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当) |                       |       |
| 標準処理期間<br>設定年月日 | 平成27年3月24日                                                                                                                                 | 標準処理期間<br>最終変更年月<br>日 | 年 月 日 |
| 所管部署            | 都市みらい部 公園管理課                                                                                                                               |                       |       |
| 備考              |                                                                                                                                            |                       |       |

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

別紙

### 【行為許可の審査基準】

第7条 文化交流施設において、次に掲げる行為をしようとする者は、その行為に係る指定管理者の許可(以下「行為の許可」という。)を受けなければならない。

- (1) 行商、出店その他これらに類する行為
- (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (3) 興行を行うこと。
- (4) 集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため文化交流施設の全部又は一部を独占して利用すること。
- (5) 火気を使用すること。
- (6) その他指定管理者が必要と認める行為

4 指定管理者は、第1項各号に掲げる行為又は当該行為をしようとする者が、次の各号のいずれかに該当するときは、行為を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 伝染性の疾患があると認めるとき。
- (3) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となるおそれのある物品又は動物の類を携行すると認めるとき。
- (4) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1号の暴力的不法行為等をいう。)を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があると認めるとき。

### 【利用許可の審査基準】

第8条 交流室を利用しようとする者は、指定管理者の許可(以下「利用許可」という。)を受けなければならない。

4 前条第4項及び第5項の規定は、利用許可について準用する。